

令和 8 年熊本地震により被災された組合員の皆様へ

令和 8 年 7 月 28 日に発生しました熊本地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今回の震災により、被害に遭われた被保険者及び被扶養者の方々（災害救助法の適用市町村にお住まいの方等）、並びにその事業主の方々には次の特例措置を行いますのでお知らせいたします。

なお、熊本地震に係る災害救助法の適用市町村については、内閣府ホームページ（災害救助法の適用状況）をご確認ください。（https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）

● 医療機関等での受診について

被災して「マイナンバーカード」又は「資格確認書」を紛失、または焼失等したため「マイナ保険証」等を提示できない場合でも、医療機関の窓口で「氏名」、「生年月日」、「被保険者の勤務する事業所名」、「住所」及び「連絡先」を申し出ることにより受診することができます。

● 一部負担金の減免及び猶予について

医療機関等の窓口での自己負担分については、被災状況に応じてその一部を減免または猶予する措置を講じます。

● 保険料の納付期限の延長及び納付猶予について

被災された事業所及び任意継続被保険者の方で、保険料を納付期限までに納付することが難しい場合は当健康保険組合までご連絡ください。

● 事務手続き等の遅延について

震災により、事務手続き（書類提出）等が遅延する場合は当健康保険組合までご連絡ください。

【連絡先】 東京都家具健康保険組合 業務課 03-5990-9390（対応番号:1 番）

1 日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。